

東京工芸大学における公正な研究活動等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、「東京工芸大学における研究活動等に関する行動規範」で定める事項について、東京工芸大学（以下「本学」という。）で研究活動及び制作活動（以下「研究活動等」という。）に携わるすべての者が、研究活動等に係る不正行為を防止し公正な研究活動等の遂行を確保するために必要なことを定める。

(定義)

第2条 この規程において「研究活動等に携わる者」とは、本学が雇用する教職員のほか、派遣労働者及び学外の研究分担者又は研究協力者をいう。

2 この規程において「公的研究費」とは、文部科学省及び他府省並びに各府省の所管する独立行政法人からの競争的研究費を原資とし、本学に配分若しくは給付される研究費又は研究者個人に配分され本学の責任において管理する研究費をいう。

3 この規程において「研究活動等に係る不正行為」とは、本学における研究活動等でのデータ・研究論文・作品等のねつ造、改ざん及び盗用のほか、不適切なオーサーシップや二重投稿など研究者倫理に反する行為並びに公的研究費の不適切な使用をいう。

(行動規範の遵守)

第3条 本学で研究活動等に携わる者は、「東京工芸大学における研究活動等に関する行動規範」を遵守しなければならない。

2 前項の目的を達成するため、本学で研究活動等に携わる者は、不正行為等がないよう書面による誓約等を行い、かつ、不正防止及び研究倫理に係る研修等を受講するものとする。

(責任体制及び職務権限)

第4条 本学での研究活動等における不正防止や意識向上を図るための責任体制及び責任者を次の各号のとおり定める。

(1) 最高管理責任者：公的研究費の管理・運営も含めた研究活動等の不正防止に関する最終的な責任をもつ者として、学長を充てる。

(2) 統括管理責任者：最高管理責任者を補佐し、公的研究費の管理・運営も含めた研究活動等の不正防止に関して本学全体を統括する責任をもつ者として、工学部長及び芸術学部長並びに大学事務局長を充てる。

(3) 研究倫理教育・コンプライアンス推進責任者：公的研究費の管理・運営も含めた研究活動等の不正防止に関して本学構成員等の研究倫理教育及びコンプライアンスを推進し、意識向上に向けた責任をもつ者として、工学研究科長及び芸術学研究科長並びに厚木キャンパス事務部長及び中野キャンパス事務部長を充てる。

(4) 運営担当者：公的研究費の管理・運営も含めた研究活動等の不正防止に関する本学内外

からの相談窓口及び外部公表窓口を各キャンパス事務部教育研究支援課とし、課長をその責任者とする。

(5) 検収担当者：公的研究費を使用して調達する物品又は役務の納品検収及び非常勤雇用者の勤務状況の確認等を各キャンパス事務部管理課で実施し、課長をその責任者とする。

(不正の疑義に関する通報又は告発)

第5条 不正の疑義に関する本学内外からの通報又は告発窓口は、本学の顧問弁護士が所属する「番町総合法律事務所」又は本学各キャンパス事務部教育研究支援課とする。

2 前項における通報又は告発は、顕名による。

3 不正の疑義が生じた場合の本学の対応等については、別に定める「東京工芸大学研究活動等における不正行為への対応に関する規程」による。

(不正防止の推進)

第6条 最高管理責任者は、「東京工芸大学研究推進及び支援に関する規程」第8条第1号に定める全学研究支援委員会不正防止計画・研究コンプライアンス推進チームを設置し、公的研究費の管理・運営も含めた研究活動等の不正防止計画の策定、本学における研究倫理及びコンプライアンス教育を推進する。

2 前項の業務チームの運営等については、別に定める。

(モニタリングの実施)

第7条 最高管理責任者は、公的研究費の管理・運営も含めた研究活動等の不正防止に向けたモニタリングを実施する。

(内部監査の実施)

第8条 最高管理責任者は、公的研究費の管理・運営に関する内部監査を実施する。

(不正防止への協力等)

第9条 公的研究費を使用する研究活動等に関する不正防止を徹底するため、本学教職員のみならず、取引先及び非常勤雇用者に対しても「東京工芸大学における研究活動等に関する行動規範」に対する理解を求め、不正行為等がないよう書面による誓約等協力を求めるものとする。

2 前項による協力依頼にもかかわらず、研究活動等の不正行為への関与が明らかになった取引先及び非常勤雇用者に対しては、取引停止等の措置を講じる。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、全学研究支援委員会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成19年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年9月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年3月25日から施行する。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。